

財務省告示第四百八十八号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成十八年一月一日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月二十八日

財務大臣 尾身 幸次

「リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店」を「リーマン・ブラザーズ証券株式会社」に改める。